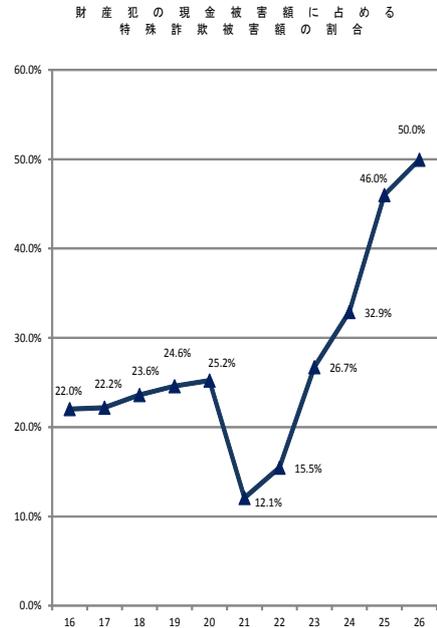
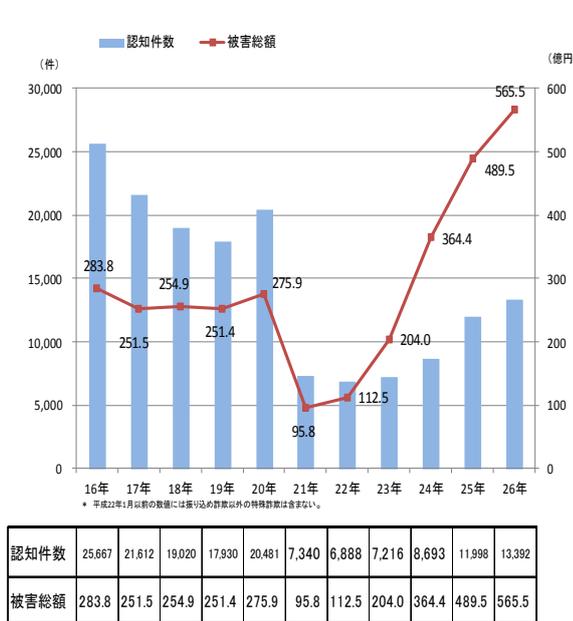


1 特殊詐欺全体関係

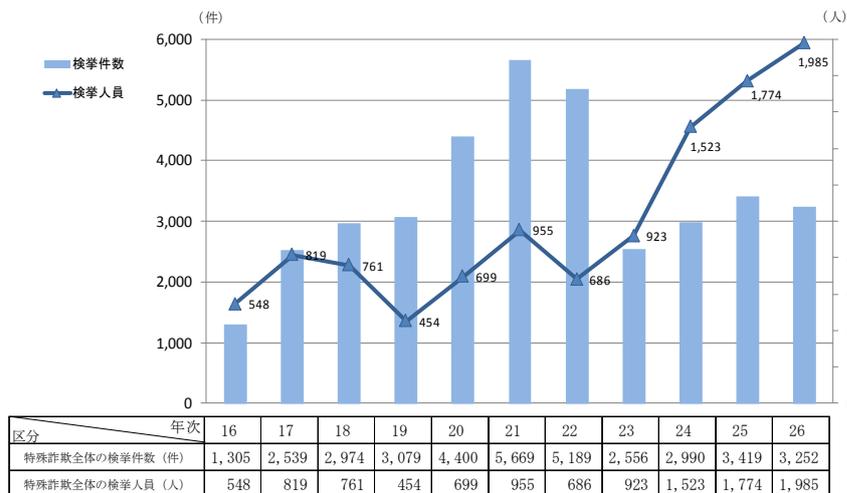
(1) 特殊詐欺の認知状況



○ 特徴

- ・ 認知件数、被害額ともに前年を大幅に上回り、特に、被害額は、565.5億円と初めて500億円を超え、過去最悪を更新。
- ・ 26年における全財産犯の現金被害額（約1,130億円）の50.0%

(2) 取組状況



注：振り込め詐欺以外の特殊詐欺は、検挙件数・人員については平成23年1月から集計

○ 検挙人員の増加

被害額が過去最悪を更新する一方で、検挙人員も1,985人（前年比+211人、+11.9%）で平成22年以来、最多を更新。（うち、「だまされた振り作戦」による受け子等の検挙が851人（前年比+71人、+9.1%））

- 犯行拠点の摘発
41箇所を摘発、166人を検挙（+17箇所、+37人）

【犯行拠点の内訳】

東京 (23区内)	東京 (23区以外)	神奈川	千葉	埼玉	北海道	大阪	賃貸 マンション	賃貸 オフィス
27	3	4	4	1	1	1	30	11

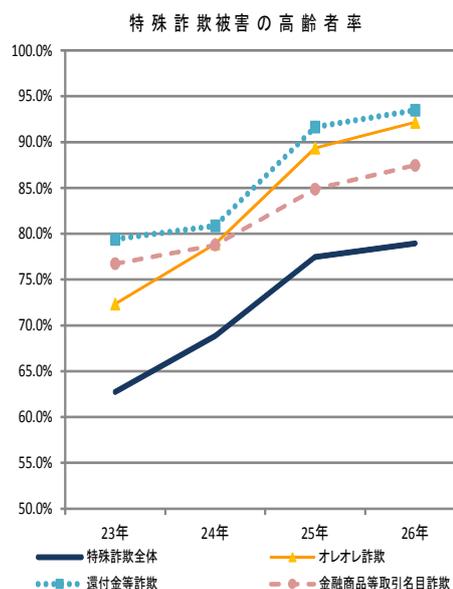
- 押収名簿を活用した被害防止
特殊詐欺の捜査過程で押収した名簿を活用して、電話、訪問等による注意喚起を個別に実施。
- 関係機関等との連携による水際阻止
被害者がだまされた後でも被害金が犯行グループに渡る直前に被害を阻止するため、金融機関、郵便局、コンビニ等と連携した声掛け等を推進。阻止件数・金額、阻止率ともに過去最高。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
認知件数（既遂）	20,124	7,156	6,469	6,939	8,132	11,161	12,444
阻止件数	2,860	1,229	1,357	2,467	3,721	6,540	10,731
阻止/（認知+阻止）	12.4%	14.7%	17.3%	26.2%	31.4%	36.9%	46.3%
阻止額（億円）	-	-	-	-	95.1	193.4	296.5

平成22年以前の数値には振り込み詐欺以外の特殊詐欺は含まない。

2 高齢者の資産を標的とした特殊詐欺関係

- 高齢者被害の深刻化
高齢者（65歳以上）被害の特殊詐欺の件数が10,573件（+1,279件、+13.8%）と大幅に増加、その割合（以下「高齢者率」という。）も79.0%（+1.5P）と増加。
- 高齢者率が特に高い類型
 - ・ オレオレ詐欺92.2%（+2.9P）
 - ・ 還付金等詐欺93.5%（+1.9P）
 - ・ 金融商品等取引名目詐欺87.5%（+2.6P）
- 金融商品等取引名目詐欺に類似した架空請求詐欺
名義貸しなどのトラブルに巻き込む高額被害が横行（事例参照）、金融商品等取引名目詐欺と同様に高齢者が標的。



【事例】

5月下旬頃、Aさん方にB証券会社を名乗る甲男から「株などの債権を購入できる名簿にあなたの名前が登録されている。悪用されるといけないので取り消します」等との電話があり、その直後にC社の乙男から「B証券会社があなた名義で債権を購入した。あなたの口座から振り込みをしてほしい。B証券会社がしたことなので現金はすぐ戻る」等と言われた。

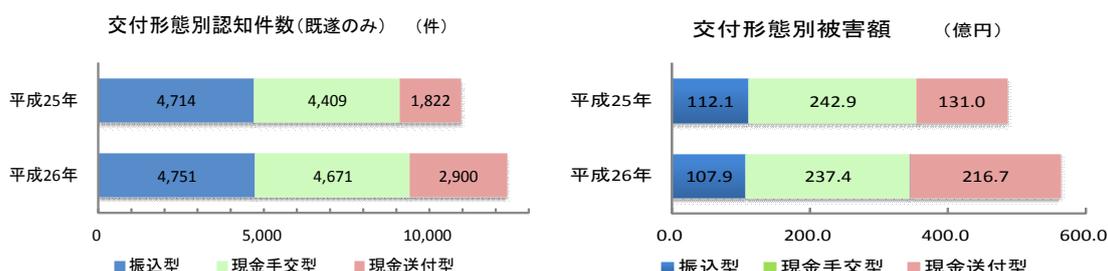
その後、C社の丙男から「あなたのやったことは名義貸しの犯罪になる。金融庁検査が入る。預金が多いと検査に引っかかるので、100万円以上の預貯金は預かる。検査が終われば返す」

等と言われ、Aさんは相手が指定した場所に5月28日から8月14日までの間に14回にわたり、宅配便で現金合計1億4,350万円を送金した。

- 地方にも広がる高齢者被害
重点3類型（後述）の被害を都道府県別に見ると、全体の認知件数・被害額は首都圏等の大規模府県が上位となるが、65歳以上人口当たりの認知件数・被害額を見ると、首都圏から離れた県での被害も深刻。特に送付型は、四国、中部地方などの小規模県での被害も目立つ。

3 被害金交付形態別の認知・検挙関係

(1) 被害金交付形態別認知状況



- 現金送付型の急増
現金送付型の被害は、認知件数(既遂)は2,900件(+1,078件、+59.2%)、被害額は約216.7億円(+85.7億円、+65.4%)と急増。
- 現金送付型の被害の特徴
 - ・ 1件当たりの被害金額が約747万円と、振込型約227万円、手交型約508万円と比べて極めて高額。
 - ・ 都道府県別に見ると、中国・四国地方等の首都圏から離れた県において、送付型事案による被害額の割合が高い。
- 送付型の被害増加の背景
 - ・ 振込型のように1日当たりのATM利用限度額による制限を受けないこと。
 - ・ 手交型のように受け子が被害者宅を訪問するなどの地理的な制約を受けないこと。

(2) 取組状況

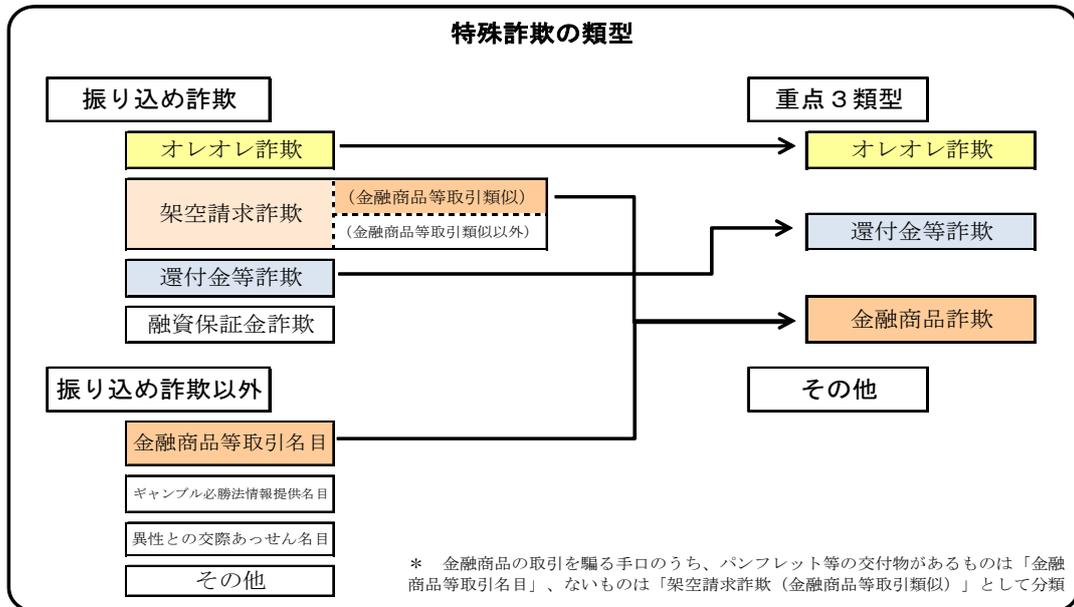
- 事業者による被害金の配達阻止
特殊詐欺の被害金送付先として悪用された住所を警察庁ウェブサイトで公表、郵便・宅配事業者に提供。被害金の配達を阻止し、被害者に返金。897件、約19.7億円の被害を未然に防止。
- 送付型事案に対する捜査の強化
送付型事案の被害が急増したことを受け、被害金送付先に対する捜査を強化し、平成26年中に都内に所在する私設私書箱等32箇所の送付先を摘発し、37人を検挙。

4 今後の取組

(1) 重点3類型への捜査、予防の強化

- 金融商品等取引名目詐欺+これと類似した架空請求詐欺
＝「金融商品詐欺」

- ・ 欺罔手段が酷似している上、高齢者の資産を標的とする極めて悪質な類型であるという共通点から類型を統一。
- ・ 以下の3類型を「**重点3類型**」として、捜査・予防の重点化。
 - ① **オレオレ詐欺**
 - ② **還付金等詐欺**
 - ③ **金融商品詐欺**
- ・ 重点3類型の認知件数は9,668件、被害額は397.2億円で、特殊詐欺全体のそれぞれ72.2%、70.2%を占める。



(2) 犯行グループの摘発

- 犯行拠点の解明、摘発
- 犯行グループ中枢被疑者の検挙の推進
 - 刑事部門のみならず組織犯罪対策部門を始めとする警察全部門による情報収集と集約による犯行グループ中枢被疑者の解明・検挙
- 情報受付態勢の強化
 - 平成26年6月から当庁ウェブサイトに関行拠点等に関する情報の受付窓口を開設。本年4月からは、これに代わり、「匿名通報ダイヤル」で特殊詐欺に関する情報を受け付け、検挙等に結びついた情報提供に対しては、情報料を支払う予定。
- 新たな捜査手法の整備に向けた検討
 - 法制審議会の答申に盛り込まれた通信傍受の合理化・効率化や協議・合意制度を含め、特殊詐欺捜査への活用を念頭に新たな捜査手法を整備する方向で検討

(3) 送付型対策の強化等交付形態別の対策

- 金融機関と連携した水際対策の推進
 - ・ いずれの交付形態においても、被害金原資対策として重要。
 - ・ 声掛けにとどまらない通報依頼、警察官の早期臨場の徹底。
- 送付型事案への対策
 - ・ 送付元店舗等（コンビニ、配送事業者の営業所等）に対する通報依頼、警察官の臨場の徹底。
 - ・ 送付先に対する捜査の徹底。

- その他の交付形態への対策
 - ・ 「だまされた振り作戦」の実施
 - ・ 犯行に悪用された預貯金口座の凍結依頼、口座詐欺等助長犯罪の取締り
 - ・ 少年が受け子等として特殊詐欺に加担することを防止するための取組の強化